令和６・７年度保険料率をお知らせします。

１. 令和６・７年度の保険料率は表のとおりです。

区　　分	令和４・５年度の保険料率	令和６年度の保険料率		令和７年度の保険料率
被保険者均等割額 被保険者が等しく負担	年額 44,300 円	**年額 45,900 円**		**年額 45,900 円**
所得割率 被保険者が所得に応じ負担	８．４８％	**賦課のもととなる所得 58 万円超**	**８．９８％**	**８．９８％**
		賦課のもととなる所得 58 万円以下	**８．６４％**	
賦課限度額	６６万円	**令和５年度末有資格者**	**７３万円**	**８０万円**
		令和６年度資格取得者	**８０万円**	

●令和６・７年度保険料率は、①出産育児支援金の導入②高齢者医療を全ての年代で公平に支え合う仕組みによる後期高齢者負担率の上昇③賦課限度額の引き上げ④被保険者の増加等による医療給付費の増加などを考慮して決められています。

後期高齢者負担率とは・・・

後期高齢者医療保険は、被保険者からの保険料のほか、現役世代からの支援金及び公費（国・県・市町村）で運営していますが、このうち、後期高齢者負担（被保険者からの保険料）の割合のことで、国が決定します。

少子高齢化による人口構成の変化により、制度導入時に比べ、現役世代の負担がより重くなっています。そこで現役世代の負担上昇を抑え、持続可能な仕組みにするため、後期高齢者１人当たりの保険料と現役世代１人当たりの支援金の伸び率を同程度とするよう見直されました。

●被保険者ごとに計算した実際の保険料の金額は、毎年８月以降に各市町村からお知らせします。

２. 保険料の計算方法

保険料は「被保険者均等割額」と「所得割額」の合計となり、個人ごとに計算されます。

（令和６・７年度保険料率）

被保険者均等割額 45,900 円 ＋ **所得割額** 賦課のもととなる所得（※1）× **８．９８％(※2)** ＝ **年間保険料 (限度額８０万円※3)** (100 円未満切捨て)

●年度の途中から資格を取得した場合は、その月分からの保険料を負担していただきます。

●年度の途中で資格を喪失した場合は、その月の前月分まで（喪失日が月末の場合はその月まで）の保険料を負担していただきます。

（※1）賦課のもととなる所得とは、前年の総所得金額、山林所得金額、他の所得と区分して計算される所得金額（退職所得以外の分離課税の所得金額、土地・建物や株式等の譲渡所得などで特別控除後の金額）の合計から、基礎控除額（最大 43 万円）を控除した金額です。（ただし、雑損失の繰越控除額は控除されません。）

（※2）令和６年度における激変緩和措置（所得割率）

賦課のもととなる所得が５８万円以下の場合は、所得割率８．６４％が適用されます。

（※3）令和６年度における激変緩和措置（賦課限度額）

次に該当する場合、令和６年度の賦課限度額は７３万円となります。

①令和６年４月１日より前から後期高齢者医療制度の被保険者であった方

②令和６年度中に障害認定を受け後期高齢者医療の被保険者である方

３．令和６年度の被保険者均等割額軽減措置

同一世帯内の被保険者と世帯主の所得に応じて被保険者均等割額が軽減されます。

均等割額 軽減割合	同一世帯内の被保険者及び世帯主の総所得金額等の合計額 （　　部分は年金・給与所得者の数が 2 人以上の場合に計算します）	軽減後の 均等割額
7 割	43 万円+10 万円×（年金・給与所得者の数-1）　以下	13,770 円
5 割	43 万円＋29.5 万円×被保険者数+10 万円×（年金・給与所得者の数-1）　以下	22,950 円
2 割	43 万円＋54.5 万円×被保険者数+10 万円×（年金・給与所得者の数-1）　以下	36,720 円
軽減なし	43 万円＋54.5 万円×被保険者数+10 万円×（年金・給与所得者の数-1）　超える	45,900 円

均等割額の軽減について令和６年度は次の表のとおりです。

●総所得金額等とは、前年の総所得金額及び山林所得金額並びに株式・土地・建物等の譲渡所得金額等の合計額のことです（株式の譲渡所得金額等は、所得の申告をした場合、計算の対象となります）。なお、専従者控除や譲渡所得の特別控除は適用されません。

●総所得金額等は基礎控除前のもので、所得割額算定にかかる「賦課のもととなる所得金額」とは異なります。

●令和５年１月１日時点で６５歳以上の方の公的年金等所得については、公的年金収入額から公的年金等控除額を差引きさらに１５万円（高齢者特別控除）を差引いた額を軽減判定の所得とします。

●年金・給与所得者の数とは、給与所得がある方（給与収入額 55 万円超）または、公的年金等所得がある方（公的年金収入が令和５年１月１日時点で６５歳以上は１２５万円超、６５歳未満は６０万円超）の数です。

●軽減判定は、当該年度の４月１日（新たに制度の対象になった方は資格取得時）における世帯状況により行います。

４. 被用者保険の被扶養者の軽減

制度加入の前日に被用者保険等の被扶養者であった方は、所得割額が賦課されず、被保険者均等割額が資格取得後２年間（７５歳到達により加入された方は、７７歳に到達する月の前月分まで、障がいの認定により加入された方は、加入して２４か月に到達する月分まで)、５割軽減されます。世帯の所得が少ないことによる均等割額の軽減にも該当する場合は、軽減割合の大きい方（７割）が適用されます。

【被用者保険等とは】

・各健康保険組合

・全国健康保険協会（協会けんぽ）

・共済組合　　など

※市町村の国民健康保険、国民健康保険組合は含まれません。

５. 保険料の計算例

単身者の場合

	被保険者の公的年金収入	軽減判定所得	軽減割合	被保険者均等割額	所得割額	保険料（100 円未満切捨）
1	153 万円	28 万円	7 割	13,770 円	0 円	13,700 円
	168 万円	43 万円	7 割	13,770 円	12,960 円	26,700 円
2	197 万円	72 万円	5 割	22,950 円	38,016 円	60,900 円
3	222.5 万円	97.5 万円	2 割	36,720 円	62,411 円	99,100 円
4	272 万円	147 万円	なし	45,900 円	106,862 円	152,700 円

夫婦二人世帯（共に被保険者）で夫が世帯主の場合　（妻が公的年金収入 80 万円以下の場合）

		被保険者の公的年金収入	軽減判定所得	軽減割合	被保険者均等割額	所得割額	保険料（100 円未満切捨）
1	夫	153 万円	28 万円	7 割	13,770 円	0 円	13,700 円
	妻	80 万円	0 円		13,770 円	0 円	13,700 円
	夫	168 万円	43 万円	7 割	13,770 円	12,960 円	26,700 円
	妻	80 万円	0 円		13,770 円	0 円	13,700 円
2	夫	227 万円	102 万円	5 割	22,950 円	66,452 円	89,400 円
	妻	80 万円	0 円		22,950 円	0 円	22,900 円
3	夫	277 万円	152 万円	2 割	36,720 円	111,352 円	148,000 円
	妻	80 万円	0 円		36,720 円	0 円	36,700 円